

国際賞規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(5)及び(6)に基づく国際賞（以下、本賞という。）は、本規程の定めるところによる。
- 2 本賞は「公益社団法人日本心理学会国際賞」と称する。本賞に特別賞，功労賞，奨励賞を設ける。
- 3 本賞の選考は、国際賞選考委員会規程に定める国際賞選考委員会が行う。
- 4 本賞は、国際的に優れた研究業績をあげ心理学の発展に寄与した心理学者，また国際学会等の設立，運営で功績のあった心理学者を選考して授賞する。
- 5 選考の細則は別に定める。
- 6 本賞の受賞者及び業績は、総会，会報またはホームページにおいて公表する。
- 7 本賞の受賞者に賞状，賞金及び記念品を授与する。
- 8 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2006年3月11日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2007年9月17日より施行する。
- 3 本規程の改正は、2010年6月20日より施行する。
- 4 本規程は、2011年4月1日より施行する。
- 5 本規程の改正は、2013年3月25日より施行する。